

広陵町地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

1 改正点

規約第1条及び3条を改正する。

2 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 広陵町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「<u>連携計画</u>」という。）の作成に関する協議会及び<u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整を行うために設置する。</p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 広陵町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成に関する協議会及び<u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うために設置する。</p> |
| <p>（事務所）</p> <p>第2条 （略）</p> | <p>（事務所）</p> <p>第2条 （略）</p> |
| <p>（協議事項等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） <u>連携計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（4） <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（5） <u>連携計画</u>に基づく、事業の実施に関すること。</p> | <p>（協議事項等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（4） <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（5） <u>形成計画</u>に基づく、事業の実施に関すること。</p> |